

## 奈良県公安委員会告示第56号

風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月12日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

奈良県奈良西警察署の管轄区域

氏名	連絡先
細田道男	奈良市学園南三丁目9番22号 奈良県奈良西警察署生活安全課 0742-49-0110